

秋田県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成26年4月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	秋田岩見船岡線	秋田市南通亀の町41番7地先から秋田市中通一丁目57地先まで	16.00～46.00	0.555
	新	秋田岩見船岡線	A 秋田市南通亀の町41番7地先から秋田市中通一丁目57地先まで	16.00～46.00	0.555
			B 秋田市南通亀の町41番7地先から秋田市大町六丁目378番1まで	7.80～31.00	0.354

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成26年4月15日から同月28日まで